

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(規定の目的)

第 1 条 医療法人緑十字会 介護医療院くじば苑（以下当施設という）が、実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 当施設は、要介護状態または要支援状態にある利用者（以下要介護者等という）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条

- 1 当施設の従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 従業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、リハビリテーションを計画的に行う。
- 3 リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健・医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第 4 条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護医療院くじば苑 通所リハビリテーションくじば
- (2) 所在地 笠岡市笠岡 5 1 0 2 番地の 1 5

(利用定員)

第 5 条 当施設の利用定員は 30 人とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

介護保険法に定める人員基準を満たすものとする。

第 6 条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- | | | |
|-------|-----|----------------|
| ① 医 師 | 常勤 | 1 人（施設入所と病院兼務） |
| | 非常勤 | 0.2 人以上（病院と兼務） |

利用者の心身の機能の維持回復を図るため、適切にリハビリテーションの指示を行い、医学的管理を行う。

- ② 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士または介護職員 3 名以上。うち理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は常勤換算で 0.3 以上。（定員 100 名につき 1 名、なお営業日に 1 名を配置）居宅サービス計画を基に共同で通所リハビリテーション計画を作成し、リハビリの実施、健康チェック、介護や日常生活のお世話等を実施し、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助ける。
- ③ 看護職員 非常勤 0.5 人以上
医師の指示に基づき、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーシ

ョン計画又は介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービス又は口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能の訓練の指導等行う。

- ④管理栄養士 常勤1名以上（入所と兼務）
利用者ここに応じた栄養スクリーニング業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 当施設の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日（但し、12月31日～1月3日を除く）
- ② 営業時間 9時00分～17時00分
- ③ サービス提供時間 9時30分～16時30分
- ④ サービス提供時間の延長サービス時間 21時まで
※但し、日曜日・祝日、年末年始12/29～1/3除く

（リハビリテーションの内容）

第8条

- 1 当施設の実施するリハビリテーションは、次の通りとする。
 - ① 要介護者等の身体状況に応じて決められる時間帯におけるリハビリテーション
 - ② レクリエーション
 - ③ 入浴介助（特別入浴介助含む）
 - ④ 居宅と当施設間の送迎
- 2 リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者等の心身の回復のため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1)目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ その他、利用者の状態の改善

(2)訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

（通常の事業の実施範囲）

第9条 笠岡市（島嶼部を除く）

（利用料その他の費用の額）

第10条

- 1 当施設の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当施設が提供する法定代理受領サービスに関して、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ①食費として、1日あたり600円（昼食とおやつ含む）。おやつなしは550円。

延長時の夕食を追加して召し上がる場合は522円。

②おむつ代 尿取りパット 小33円 大55円

パンツタイプ 88円 カバータイプ 88円 (税込)

③通常サービスの実施範囲外の送迎費用 距離に関わらず 片道 110円 (税込)

④自動引き落とし手数料 実費相当分 (銀行への立替払い)

⑤その他指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 当施設のサービス利用にあたっては、利用者または家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項を以下の通りとする。

- (1) 金品に関しては、施設では預からない。所持金は自己管理とする。
- (2) 利用料の締めは、月 1 回 (末日に) 行い、精算は、原則として翌月に指定銀行口座からの口座振替もしくは、窓口支払いとする。
- (3) 物品の破損に対しては、状況により保障していただく場合がある。
- (4) 利用者同士のトラブルによる事故については、施設では責任を負いかねる。
- (5) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (6) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は原則としてできない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 当施設は、安全かつ適切にサービスを提供するために、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに医師、親族、居宅介護支援事業所へ連絡を行う。

(非常災害対策)

第 15 条 当施設は、消防法施行規則第 3 条の規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業者管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員又は、防火管理者資格をもつ総務職員を当てる。
- (2) 始業時、就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、災害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を

編成し、任務の遂行にあたる。

(虐待・身体拘束防止のための措置)

第 16 条

- 1 当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 身体拘束防止の為の措置を講じる。

(成年後見制度の活用支援)

第 17 条 当事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(衛生管理)

第 18 条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生な管理に努め、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(苦情処理)

第 19 条

- 1 当施設は、通所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設ける（詳細は別途定める）。
- 2 当施設では、苦情申立てに関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条

- 1 当施設は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、事業体制を整備する。
- 2 従業員は、業務上知りえた通所者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者が、業務上知りえた通所者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約とする。
- 4 当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、働きやすい環境を目指す。
- 5 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、関係ある諸法令の定めるところに準拠するものとする。

第 21 条 当施設の利用者は次の事項を遵守する。

- 1 利用者は、当施設の指導、指示に従い、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めること。
- 2 利用者は、原則的サービス提供時間中の外出はできない。
- 3 利用者は、施設の整理整頓、その他の環境衛生を保持するため、施設に協力すること。
- 4 利用者は、身に重要な事項が生じた場合には、速やかに施設に届け出ること。

- 5 利用者は、原則的に施設の提供する食事を摂取する。食中毒発生防止のため、外部からの持ち込みは禁止とする。
- 6 利用者による次の行為については禁止行為とする。

- ・ 指定場所以外での喫煙、火気の取り扱い
- ・ 故意もしくは重大な過失による行為、設備等への損害、施設外への持ち出し
- ・ 違法行為、営利行為、政治活動又は宗教活動
- ・ 賭博行為や、施設内の秩序、風紀、安全衛生を害する行為
- ・ 多額の金銭や貴重品の持ち込み
- ・ ペットの持ち込み、許可のない個人の私物の持ち込み
- ・ 他人の自由の侵害、排撃、喧嘩、口論など
- ・ 利用者が事業所職員に対して行う、暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為

なお、上記の禁止行為を含め、当施設に対する著しく信頼を損なう行為を行った場合、サービス提供を中止することを検討する。

(附則) この規程は令和7年5月1日から施行する。